

法律

建築士法の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

法律第九十三号

建築士法の一部を改正する法律

建築士法(昭和二十五年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格し」を削り、同条第三項中「前二項の試験を受けないで」を「第二項又は前項の規定にかかわらず」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「それぞれ都道府県知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格し、その」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 二級建築士又は木造建築士試験の免許は、それぞれその免許を受けようとする都道府県知事の行う二級建築士試験又は木造建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

二 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を二年以上有する者

三 都道府県知事が前二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

四 建築実務の経験を七年以上有する者

第四条第一項の次に次の一項を加える。

2 一級建築士の免許は、国土交通大臣の行う一級建築士試験に合格した者であつて、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学(短期大学を除く。又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学)において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築に関する実務として国土交通省令で定めるもの(以下「建築実務」という)の経験を二年以上有する者

二 学校教育法による短期大学(修業年限が三年であるもの)に限り、同法による専門職大学の三年の前期課程を含む。において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者。以下この号及び次号において同じ。)(夜間において授業を行う課程等であつて国土交通大臣の指定するものを修めて卒業した者を除く。)であつて、その卒業後(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了後。同号において同じ)建築実務の経験を三年以上有する者

三 学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治三十六年勅令第六十一号)による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者であつて、その卒業後建築実務の経験を四年以上有する者(前号に掲げる者を除く。)

四 二級建築士として設計その他の国土交通省令で定める実務の経験を四年以上有する者

五 国土交通大臣が前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

第十四条中「これを」を削り、同条第一号を次のように改める。  
一 学校教育法による大学若しくは高等専門学校、旧大学令による大学又は旧専門学校令による専門学校において、国土交通大臣の指定する建築に関する科目を修めて卒業した者(当該科目を修めて同法による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

第十四条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「として設計その他の国土交通省令で定める実務の経験を四年以上有する者」を削り、同号を同条第二号とし、同条第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同条第三号とする。

附則

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号)の施行の日(以下この条において「平成十八年改正法施行日」という)前に同法第一条の規定による改正前の建築士法(以下この条において「平成十八年旧建築士法」という)第十四条第一号から第二号まで又は第十五条第二号に規定する課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業しているものは、それぞれこの法律による改正後の建築士法(以下この条において「新法」という)第四条第二項第一号から第三号まで又は同条第四項第二号に規定する科目を修めて卒業した者とみなし、その者が有する当該課程を修めて卒業した後の平成十八年改正法施行日における建築に関する実務の経験は、それぞれこれらの規定に規定する建築実務の経験とみなす。

2 平成十八年改正法施行日前に平成十八年旧建築士法第十四条第一号から第二号まで又は第十五条第二号に規定する課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業しているものは、それぞれ新法第十四条第一号又は新法第十五条第一号に規定する科目を修めて卒業した者とみなす。

3 この法律の施行の際現に平成十八年旧建築士法第十四条第四号の規定による国土交通大臣の認定を受けている者は新法第四条第二項第五号及び第十四条第三号の規定による国土交通大臣の認定を受けた者と、この法律の施行の際現に平成十八年旧建築士法第十五条第三号の規定による都道府県知事の認定を受けている者は新法第四条第四項第三号及び第十五条第二号の規定による都道府県知事の認定を受けた者とみなす。

4 平成十八年改正法施行日前に平成十八年旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の建築に関する課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業しているものは、新法第四条第四項第一号及び第十五条第一号に規定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなす。

5 平成十八年改正法施行日前に平成十八年旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の土木に関する課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業しているものうち、当該課程を修めて卒業した後の新法第四条第二項第一号に規定する建築実務の経験(当該課程を修めて卒業した後の平成十八年改正法施行日前における建築に関する実務の経験を含む)を一年以上有する者は、新法第四条第四項第一号に規定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなす。

6 平成十八年改正法施行日前に平成十八年旧建築士法第十五条第一号に規定する正規の土木に関する課程に在学した者であつて、当該課程を修めて卒業しているものは、新法第十五条第一号に規定する建築に関する科目を修めて卒業した者とみなす。

7 平成十八年改正法施行日前における二級建築士としての実務の経験は新法第四条第二項第四号に規定する実務の経験と、平成十八年改正法施行日前における建築に関する実務の経験は新法第四条第四項第四号及び第十五条第三号に規定する建築実務の経験とみなす。

第三条 (政令への委任) 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(住民基本台帳法の一部改正)  
**第四条** 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。  
 別表第一の百九の項中「第三項」を「第五項」に改める。  
 別表第三の二十六の項及び別表第五第三十一号中「第四条第二項若しくは第三項」を「第四条第三項若しくは第五項」に改める。

総務大臣 石田 真敏  
 国土交通大臣 石井 啓一  
 内閣総理大臣 安倍 晋三

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

平成三十年十二月十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

**法律第九十四号**

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律の一部を改正する法律

研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律(平成二十年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。  
 題名を次のように改める。

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律

目次中「向上」の下に「及び人材の育成」を加え、「第五節 研究開発法人における人材活用等に関する方針等(第二十四条)」を「第五節 研究開発法人における人材活用等に関する方針等(第二十四条第六節 その他の研究開発等の推進のための基盤の強化(第二十四条

条)の二―第二十四条の四)」に、「第二十七条」を「第二十七条の三」に、「国の」を「国等の」に、「第三

十条」を「・第二十九条」に、「第三十一条」を「第三十条」に、「第五章 研究開発の成果の実用化の

促進等(第三十五条―第三十七条)」を「第一章 研究開発の成果の実用化の促進等(第三十五条―第三十七条)」に改め、「第四十七条の下に」・第四

七条の二」を加え、「第八章 研究開発等を行う法人に関する新たな制度の創設(第四十九条)」を「第

九章 更なる科学技術・イノベーション創出の活性化に向けた検討(第四十九条―第五十二条)」に改

める。

第一条中「国際的な競争条件の変化」を「国際競争の激化」に、「研究開発能力の強化及び研究開発

等の効率的推進を図ることが喫緊の課題であることにかんがみ、研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「我が国の経済社会を更に発展させるためには科学技術・イノベーション創出の活性化を通じてこれに関する知識、人材及び資金の好循環を

現することが極めて重要であることに鑑み、科学技術・イノベーション創出の活性化」に、「並びに研究開発法人、大学等及び事業者」を、「研究開発法人及び大学等並びに民間事業者」に、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「科学技術・イノベーション創出の活性化」に改め、「国際競争力の強化」の下に、「経済社会の健全な発展」を加える。

第二条第一項中「第十五条の二第一項」の下に「及び第四十九条」を加え、同条中第十一項を第十二項とし、第十項を第十一項とし、第九項を第十項とし、同条第八項中「研究開発」を「研究開発等」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第六項を第七項とし、第五項の次に次の一項を加える。

6 この法律において「科学技術・イノベーション創出の活性化」とは、科学技術の活性化及びイノベーションの創出の活性化をいう。  
 第二条に次の一項を加える。

13 この法律において「産学官連携」とは、研究開発等の実施、人事交流、人材の育成その他の科学技術・イノベーション創出の活性化に必要な取組の効果的な実施を図るために国、地方公共団体、研究開発法人、大学等及び民間事業者が相互に連携することをいう。  
 第三条第一項を次のように改める。

科学技術・イノベーション創出の活性化は、これに関する国際的な水準を踏まえるとともに地域経済の活性化を図る観点から踏まえつつ、次に掲げる事項を推進することにより、我が国における科学技術の水準の向上を図るとともに、国民経済の健全な発展及び安全で豊かな国民生活の実現に寄与するよう行われなければならない。  
 一 研究開発等の推進のための基盤の強化並びに科学技術の振興に必要な資源の確保及び柔軟かつ弾力的な活用

二 研究開発等を行う機関(以下「研究開発機関」という。)及び研究者等が、これまでの研究開発の成果の集積を最大限に活用しながら、その研究開発能力を最大限に発揮して研究開発等を行うことができる環境の整備

三 産学官連携による基礎的な研究開発からその成果の実用化までの一貫した取組

四 経済社会情勢の変化と社会の要請に対応した研究開発法人及び大学等による経営能力の強化を図るための改革

五 革新的な研究開発又は研究開発の成果を活用した新たな事業の創出を行う意欲を有する多様な人材が主体的かつ積極的にこれらに取り組みることができる環境の整備

第三条第二項中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「科学技術・イノベーション創出の活性化」に改める。  
 第四条中「以下」の下に「単に」を加え、「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「科学技術・イノベーション創出の活性化」に改める。  
 第五条中「研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進」を「科学技術・イノベーション創出の活性化」に改める。

第六条の見出し中「研究開発法人等」を「研究開発法人及び大学等」に改め、同条第一項中「大学等及び事業者」を「及び大学等」に改め、「努める」の下に「とともに、民間事業者と連携し、科学技術・イノベーション創出の活性化に努める」を加え、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
 2 研究開発法人及び大学等は、基本理念にのっとり、経済社会情勢の変化、社会の要請、自らの研究開発能力の現状、科学技術に関する内外の動向その他のその経営を取り巻く状況を的確に把握しつつ、経営能力の強化に努めるものとする。